

記入にあたっての注意事項（様式1－3）

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者住所
氏名

確定申告する方の
「氏名」・「住所」を記入
(住民票の内容を記載)

電話 日中連絡がつく電話番号

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合することとなつた場合又は当該家屋の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合」（租税特別措置法第35条第3項）、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同項第3号）、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※1）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第5項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと）」（同項第3号）に該当すること（※1）通知における特定事由と同じ。（※2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※3）の所在地（敷地の所在地番）	売買契約書等に記載の「所在地」を記入		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※4）	登記簿謄本等の「建築年月日」を記入 ^日		
被相続人の氏名及び住所	(住所)	住民票の除票の「住所」を記入	
	(氏名)	申請者からみた続柄	
家屋が耐震基準に適合することとなつた場合は右の□に✓のうえ、その日を記入（※5）	耐震基準適合証明等を添付してください。	家屋の取壊し、除却又は滅失の場合は右の□に✓のうえ、その日を記入（※6）	家屋の取壊し、除却又は滅失を行った日を記入
相続開始日（被相続人の死亡日）	住民票の除票の「死亡日」を記入	譲渡日（※7）	売買契約書等の「譲渡日」を記入 ^日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙 換価分割の場合は✓⇒□	☐ 家屋 ☐ 敷地等 ☐ 家屋 ☐ 敷地等	(住所) (氏名) (住所) (氏名)	申請者以外の相続人の 住民票の「住所」・「氏名」を記入 ※申請者以外の相続人がいない場合は、記入不要
相続人（※8）の数（申請者含む） ※該当する□に✓	☐ 2名以下 【特別控除額の上限額 3,000万円】		
	☐ 3名以上 【特別控除額の上限額 2,000万円】		

- （※3）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得をしたものに限り。
- （※4）申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り。
- （※5）耐震基準に適合することとなつた日には、耐震改修工事の請負契約書及び工事費用の請求書や領収書等に記載された当該工事の完了日を記載する。
- （※6）家屋の取壊し、除却又は滅失した日には、閉鎖事項証明書等に記載の取壊し等の日を記載する。
- （※7）申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に限る。なお、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡をしたものに限り。
- （※8）相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限り。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印